

約款規定例 新旧対比表

以下のとおり、約款規定（下線箇所）を変更します。

※以下は対象約款の一部を抜粋したものです。また、保険種類によって表現が異なる場合があります。

1. 「無効」から「取消」への変更

現行	改定後
申込書の被保険者の年齢に誤りがあり、実際の年齢が、当社の取扱範囲外であった場合は、 <u>保険契約は無効とし、保険料を契約者に払い戻します。</u>	申込書の被保険者の年齢に誤りがあり、実際の年齢が、当社の取扱範囲外であった場合は、 <u>当社は、保険契約を取り消すことができるものとし、保険料を契約者に払い戻します。</u>

2. 消滅時効の起算点の明記

現行	改定後
保険金等を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、 <u>3年間請求がない場合には、消滅します。</u>	保険金等を請求する権利または保険料の払込の免除を請求する権利は、 <u>これらを行行使することができる時から3年間行使しない場合には、消滅します。</u>

3. 復活等の際にお払い込みいただく利息の変更

(1) 復活にかかる利息

現行	改定後
当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、 <u>延滞した保険料と年6%の複利による利息との合計額を払い込んでください。</u>	当会社が保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、 <u>延滞した保険料を払い込んでください。</u>

(2) 払済保険からの復旧にかかる利息

約款の規定（下線部分）にかかわらず、次のとおり取り扱います。

- 未払込保険料に対する利息を不要とします。
- 貸付金の精算がある場合の利息を、「年6%の複利」から「当社所定の利率の複利」に変更します。

現行	改定後
当会社が前項の請求を承諾した場合には、契約者は、当会社の指定した日までに、次の（１）および（２）の金額を払い込んでください。 （１）払済定期保険に変更した時から、元の契約に復旧した時までの <u>未払込の保険料とこれに対する年6%の複利による利息の合計額</u> （２）払済定期保険に変更した時に現金貸付金があった場合には、その時の元利合計額とこれに対するその時から元の契約に復旧した時までの <u>年6%の複利による利息の合計額</u>	当会社が前項の請求を承諾した場合には、契約者は、当会社の指定した日までに、次の（１）および（２）の金額を払い込んでください。 （１）払済定期保険に変更した時から、元の契約に復旧した時までの <u>未払込の保険料</u> （２）払済定期保険に変更した時に現金貸付金があった場合には、その時の元利合計額とこれに対するその時から元の契約に復旧した時までの <u>当会社の定める利率による利息の合計額</u>

- 「払済保険への変更時にお支払いした解約払戻金」の精算がある場合に、お払い込みいただく解約払戻金額に対する利息を不要とします。

現行	改定後
当会社が第①項の請求を承諾した場合には、保険契約者は、当会社の指定した日までに、次の（１）から（３）の金額の合計額を払い込んでください。 （１）略 （２）略 （３） 払済定期保険に変更した時に第 2 8 条第①項（４）の規定により支払われた解約払戻金（第 2 3 条）があった場合には、 <u>その金額とこれに対するその時から元の保険契約に復旧した時までの年 6 %の複利による利息の合計額</u>	同左

（３）自動払済保険への変更をなかったものとする取扱にかかる利息

約款の規定（下線部分）にかかわらず、延滞保険料に対する利息を不要とします。

現行	改定後
自動払済定期保険（第 1 8 条）に変更された場合でも、その変更日からその日を含めて 3 カ月以内に自動払済定期保険の保険期間中に、契約者から次の（１）から（３）のどれかの請求があったときには、当会社は、自動払済定期保険に変更されなかったものとして、その請求による取扱をします。この場合、（２）および（３）の請求については、払込猶予期間満了時にその請求があったものとして取り扱います。 （１） 自動払済定期保険の取消。この場合、契約者は、当会社の指定した日までに、 <u>延滞した保険料（取消を請求した時までに、すでに「払込期月の基準日」（第 1 3 条）の到来していた未払込の保険料のことをいいます。以下、本条において同様とします。）と年 8 %の率による利息との合計額を払い込んで下さい。自動払済定期保険を取り消した場合の保険金額は、延滞した保険料が払い込まれたものとして計算した保険金額（第 3 条）とします。</u> （２） 契約の解約（第 2 7 条） （３） 定額払済養老保険への変更（第 3 5 条）	同左

以上